

聴覚障害者のバス運転者誕生

JJ1SXA/池

ニュースとしては、大分古くなりましたが、聴覚障害者のバス運転者の話です、2017年12月8日、羽田空港リムジンバスの赤羽・王子⇄羽田線(東京バス(株)運行)で、松山建也さんが、耳に障害のある「ろう者」のバス運転士として路線デビューしています、聴覚障害者のバス運転者第1号です。

「TWO-FORTY」誌第71号(平成20年7月発行)に「聴覚障害者運転免許他」という記事を書きましたが、殆どというか、まったく聞こえなくても、運転免許が取れるということになったという内容で画期的なできごとだったのですが、いかんせん、一定条件が付された「普通乗用車免許」のみでした、同記事で書いた内容ですが、聴覚障害者の運転免許取得運動は長い歴史があり、第1段階で、補聴器無しでの聴力を必要とし、第2段階で補聴器使用での聴力が認められ、今回改正で、全く聞こえなくても良いと、事実上制約はなくなったというわけです。

1967年頃、岩手県在住の中途失聴者の樋下光夫(当時25歳)さんは、補聴器をつければ少し聞こえる程度の聴覚障害者だったが、仕事で、色々な所に行くために車かバイクが必要でしたが、聴覚障害があるため 運転免許試験を受けても、たったそれだけで落とされます。

そこで、無免許でバイクを乗ることになります、当然、警察に見つかれば罰金を取られます、そして、何回も罰金を取られるうちに、警察に顔を覚えられてしまいます、そのうちに、樋下さんはこんな事があってはならないと思うようになり裁判を申し立てます。

試験に落ちるのは聴覚障害があるだけで、技術的な問題は無い、過去に切符を切られたのは無免許運転だからであり、運転が危険なわけでは無い、もし、免許が取れないなら、国はそれなりの保障が必要だと思うが、そんなことは全くない、などの主張を掲げました、視力の弱い者に眼鏡の使用を認めるのに聴力の弱い者に補聴器使用で聴力をカバーすることを認めないのはおかしいという主張です。

裁判は敗訴でしたが、1973年8月、警視庁は、補聴器を使用する聴力検査を認め、事実上、運転免許を認める通達を出した、これは道路交通法施行規則第23条に規定されている適性試験に補聴器の使用を認めるものでした。

この時から、10m 離れて(90 デシベルの音)クラクションが認識できれば合格という運用的な変更で免許が取れるようになりました。

2001年6月、道路交通法は改正され、道路交通法88条は削除されました。

…道路交通法第88条(免許の欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

- 一 大型免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、普通免許、大型特殊免許及び牽引免許にあつては十八歳に、二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満たない者(精神病患者、精神薄弱者、てんかん病患者、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者)…

これにより、法律上は身体障害による制限が外れ、試験の実施要項により免許が取得

できるかできないかと言うことになりました。

しかし、施行規則 23 条での、「条件」においては変更されず、条件に満たされない人は免許取得出来ません。

…道路交通法施行規則第 23 条

聴力

1.大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力(大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。)が 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。

2.1.に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえるものではないが、法第 91 条の規定により、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡(以下「特定後写鏡」という。)を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

平成 20 年 6 月 1 日より聴覚障害者(補聴器を用いても 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえない方)であってもワイドミラーを活用して慎重に運転することにより、普通自動車を運転することができるものと認められたことから、普通乗用車限定の普通免許が取得できることとなりました。

また、平成 24 年 4 月 1 日の道路交通法施行規則の一部改正後は、普通免許における普通乗用車限定の規定が廃止され、新たに大型二輪、普通二輪車、小型特殊、原付の各免許をすることもできるようになりました。

さらに、平成 28 年 4 月 1 日から、補聴器を使用することにより、両耳の聴力が 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる方は、第二種免許を取得することができることとなったのです。

この改正で、バスの運転者になることが小さいときからの夢だった、松山建也さんに夢の実現をもたらしたのでした、条件緩和で、大型 2 種免許が取得できるようになった第 1 回の試験に合格し、東京バス(株)に就職できて念願のバス運転手になったのです。

聴覚障害者が運転免許を取得できるようになるまでは、永い年月を要しましたが、今や、大型 2 種免許が取れるようになり、バスの運転手が誕生するまでになりました、

関係者のたゆまぬ努力の結晶ですが、最初から関わった人たちは感無量などと簡単な形容詞では表しきれない喜びがあったことでしょう。